

昭和46年 5 月15日 46動 検 第930号

平成元年 1 月31日 元動検甲第 85号

令和 2 年12月 7 日 2 動 検 第822号

令和 5 年11月28日 5 動 検 第696号

医学または獣医学の研究、ワクチン類の開発、検定あるいは
製造に供される種卵の輸入検疫要領

1 種卵の定義

家畜伝染病予防法（以下「法」という。）施行規則第45条第1項第2号に掲げる卵であつて、医学または獣医学の研究、ワクチン類の開発、検定あるいは製造用のみの目的のため、2の立入調査等の結果、その取扱いが認められた場所に搬入され、一定期間中に処分されるものをいう。

2 種卵搬入取扱い場所の立入調査等

種卵搬入取扱い場所を管轄する動物検疫所の長（以下「取扱い場所管轄所長」という。）は、種卵の搬入取扱い場所の責任者（以下「種卵取扱い場所責任者」という。）から別紙様式第1号により、種卵の輸入計画及び当該卵の処理等に関する誓約書の提出を受けたときは、家畜防疫官を種卵搬入取扱い場所に立ち入らせ、次の事項について調査を実施するものとする。

家畜防疫官の立入調査に当たっては、できうる限り管轄の、家畜保健衛生所家畜防疫員の立会を求めるものとする。ただし、施行の日において法第40条第3項ただし書に基づき検査の場所として指定を受けている場所については、当該立入調査は省略できるものとする。

（1）施設等

種卵搬入取扱い場所は他の養鶏関連施設から隔離された状態にあり、無精卵、発育中止卵、種卵の残余物、死亡鶏及び殺処分鶏の事後処理が完全に実施できる焼却炉その他の設備を有していること又は施設外で事後処理を実施する場合においては、家畜の伝染性疾病の病原体の散逸防止措置を講じ、感染性廃棄物処分業者への委託等により家畜防疫上適切に処理できる体制を有していることが確認できる施設であること。

また、種卵のふ化に供するふ卵器、育すう器その他関係器具類は衛生的に保持され、取扱いに当たって家畜の伝染性疾病の病原体の散逸するおそれがないものであること。

(2) 取扱い責任者等

種卵搬入取扱い場所の責任者及び担当者は、家畜衛生に関する知識並びに関心が深く、かつ、家畜防疫官の指示事項を遵守できる者であること。

3 立入調査結果の通知

取扱い場所管轄所長は、2により立入調査を実施した結果、種卵を当該場所に搬入の上取り扱っても差し支えないと認めた際は、その旨を別紙様式第2号により種卵取扱い場所責任者に通知するとともに、同書写しを到着港を管轄する動物検疫所の長（以下「到着港所長」という。）に送付するものとする。

4 到着港での検査等

(1) 検査

到着港を管轄する動物検疫所の家畜防疫官は、前記3により通知のあった場所に搬入される種卵について法第40条第1項の規定に基づく検査を行い、同検査の結果、家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれがないと認めたときは、関係者に対して当該卵の輸送等についての防疫的指示を与えたのち、輸入検疫証明書を交付するものとする。

(2) 関係都道府県及び取扱い場所管轄所長への通知

前記4の(1)の検査を行った家畜防疫官は、当該卵の発送に当たっては関係都道府県畜産主務課長あて別紙様式第3号の通知をその都度行うとともに、同書写しを取扱い場所管轄所長に送付するものとする。

5 種卵取扱い場所責任者の報告

3の通知を受けた種卵取扱い場所責任者は、当該卵が到着した際の報告及び発育胎児あるいはふ化後一定期間飼育し、試験等に供した後、殺処分の処置をとる場合は、それぞれ当該卵の処置経過及び処置終了の報告（別紙様式第4号）を電子メール等により2の取扱い場所管轄所長に行うものとする。

6 その他

(1) 有効期間

取扱い場所管轄所長の交付する別紙様式第2号の有効期間は発行の日から2年とする。

(2) 立入調査、指導等

2の調査を行った動物検疫所の家畜防疫官は、当該場所へ適宜立ち入り、調査、指導等を行うものとする。

(3) 搬入の停止

3により別紙様式第2号の通知を行った取扱い場所管轄所長は、その後において種卵を当該場所に搬入することが家畜防疫上適当でないと認めたときは、種卵取扱い場所責任者へ搬入に関する停止を指示し、その旨を到着港所長に通知するものとする。

(4) 本要領を適用しない種卵

本要領を適用しない種卵は、従前のおり法第40条第3項ただし書の規定によることとする。

別紙様式第 1 号

種卵の輸入計画及び処置等に関する誓約書

年 月 日

動物検疫所

長 殿

搬入取扱い場所名
及び責任者氏名

弊社は下記の計画に基づき種卵を輸入し、その目的以外にこれを使用し、又は他に譲与等しないこと及び使用後の残余物、殺死体等はすべて焼却などの処置をとり家畜防疫に万全を期すことを誓約します。

記

- 1 種卵の名称及び輸入目的（具体的に記載）
- 2 種卵の生産農場及び所在地
- 3 輸入予定月日及び輸入予定個数（2年間の予定を記載する。）

年	月	日	個
年	月	日	個

- 4 取 扱 商 社
- 5 到着港からの輸送方法
- 6 種卵取扱い場所名称、住所（場所及び関連施設の配置図等添付）及び取扱い方法（具体的に記載）
- 7 使用後の処置 ※施設外で処理する場合は処理工程手順書を添付すること
- 8 取扱い担当者名

別紙様式第2号

番 号
年 月 日

殿

動物検疫所 長

輸入種卵の搬入について

年 月 日付けで届出のあった輸入種卵の搬入については、下記により搬入して差し支えないと認めるので通知する。

記

- 1 輸入種卵の種類：
- 2 種卵の使用目的：ワクチンの（開発研究、検定、製造）
- 3 種卵の取扱い搬入場所名称、住所：
取扱い責任者氏名：
- 4 期 間： 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 指 示 事 項
（1）上記2の目的以外に使用しないこと。
（2）種卵を他に譲与しないこと。
（3）種卵の取扱いに当たっては、家畜防疫上支障のない方法によること。
（4）取扱い担当者又は取扱い場所に変更を生じた場合は直ちに届け出ること。
（5）その他
- 6 そ の 他

別紙様式第3号

輸入種卵の仕向け通知書

年 月 日

(都道府県) 畜産主務課長 殿

動物検疫所 (支所・出張所)

下記の種卵を 年 月 日貴 (都道府県) 向け送付したのでお知らせします。

記

- 1 種 類
- 2 個 数
- 3 仕 出 国 名
- 4 取 扱 商 社 名
- 5 仕 向 地 名称、住所 都道府県 市郡 区町
- 6 荷 受 人 氏 名
- 7 輸 入 検 疫 証 明 書 番 号
- 8 指 示 書 番 号

別紙様式第4号

搬入取扱場所名		責任者名	
連絡先(E-MAIL/TEL)		報告者名	

[illegible]

必要に応じて項目を変更することなく様式を変えることができる。